

クラブ・サークルに関する規約

第1章 総則

第1条 クラブ・サークル(同好会)(以下クラブ等という)は大学公認の任意加入団体で、学友会の組織に含まれる。全てのクラブ・サークルは、クラブは10名以上、サークルは5名以上の成員で構成される。クラブはクラブ連合委員会に所属し、予算の給付や部室・教室等の優先権を持つ。サークルは、クラブ連合委員会には所属せず、予算の給付は1万円を上限とし、部室・教室等の使用について優先権を持たない。学友会規約第22条におけるクラブ連合委員会に統括される。

第2条 クラブ等は学友会規約第1条に定められている目的の範囲内で、それぞれ独自の目的、部規約、組織を設けることができる。

第2章 成員

第3条 クラブ等の成員の資格は昭和女子大学在籍の学生に限る。

第4条 新入生の入部期間は5月末までを原則とし、登録名簿に登録をする。それ以降の入部は入部届と部員数変更願をもってクラブ連合委員会に提出しなければならない。

第5条 退部する際は部長に退部の意向を伝え、申し出を受けた部長は、部員数変更願をクラブ連合委員会に提出しなければならない。入部後は、この手続きを行い、承認されない限り大学卒業までその部の所属となる。

第3章 役員

第6条 各クラブ・サークルは次の役員を置く。

1. クラブ長またはサークル長1名 クラブ・サークルを代表し、これを統括する。
2. 副クラブ長・副サークル長1名 クラブ長またはサークル長を補佐し、クラブ長またはサークル長に支障が生じた場合は、その任務を代行する。
3. 会計1名 部内の会計を担当する。
4. その他各部が必要とするもの。

第7条 役員任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。引き継ぎを確実にし、前任者は後任者を援助しなければならない。

第4章 クラブ連合委員会

第8条 クラブ連合委員会は、次の事項を行う。

1. クラブ等との連絡と調整に関する事項
2. 学友会学生総会への提案
3. 学友会学生総会運営委員会(以降、運営委員会)への提案
4. 学友会学生総会および運営委員会で決議した事項の周知および実施
5. 大学側との交渉、提案

第9条 クラブ連合委員会は、次の部署を置く。

1. 総務部 全部門の総括・補助、クラブ・サークル連合委員会登録名簿作成、学友会学生総会および運営委員会への提案を行う。
2. 会計部 学友会学生総会ならびに運営委員会にて、クラブ・サークル連合委員会の会計担当として予算申請を行う。予算の説明や精査、会計監査等の補助金運営。各部署・クラブ・サークルの予算管理・部費の徴収額の把握を行う。
3. 団体管理部 クラブ・サークルとの連絡と調整、クラブ等が学外団体に加入し、協賛活動をする場合の承認。各種提出書類の提出状況の管理・データ管理（部員数変更届、外部のコーチ・師範の登録、年度活動計画表・活動報告書）を行う。
4. 施設管理部 部室使用届の受理、コスモス館の部屋割り・整備、体育館・教室・音楽練習室などの施設使用の割り当てを行う。（可能になれば、教室の予約を行う。）コスモス館倉庫、掲示板、各クラブ・サークルで使用している部室の管理を行う。
5. イベント企画部 新歓フェスタや、各クラブ・サークルによるイベントなどの管理を行い、計画書を学生部長へ提出する。

基本的には、それぞれの年度の人数に応じて各部署均等に配置する。各部署には、代表、副代表をそれぞれ1名ずつ選出する。

第10条 クラブ連合委員会は、全クラブより1名委員を選出し構成される。委員は、必ず委員会の部署に所属する。

第11条 どの部署も任期は、4月から次年度の第1回全体会までとする。クラブ連合委員会の総務部役員、各部署の代表・副代表は、運営委員会の委員となる。

第5章 クラブ連合委員会全体会

第12条 クラブ連合委員会全体会は、1年に4回開催する。

第13条 原則、各クラブ等のクラブ・サークル長、副クラブ・サークル長、会計の3名は、クラブ連合委員会全体会に出席する。ただし、出席可能な部員が2名に満たない場合は代理をたてる。大会と日程が重なっている場合などやむをえず出席できない場合のみ、1週間前までに総務部に連絡をする。

第6章 顧問及びコーチ

第14条 各クラブ等は、活動の円滑な推進のために、本学の専任教員から顧問を置かなければならない。

1. 顧問は部の運営に対して助言を行い、部会に出席して発言することができる。
2. 顧問の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、部の要請があればこの限りではない。

第15条 クラブは、その必要に応じて外部からコーチ・師範を3名まで委嘱することができる。サークルは不可とする。ただし、顧問の承認を受け、履歴書、技術経歴書等、写真を添え、指導者依嘱願を学生部長に提出し許可を得る必要がある。またクラブ連合委員会に登録しなければならない。

第7章 活動

第16条 各クラブ等がその目的達成のために合宿・強化練習・試合他を行う場合は、その計画を10日前までに教学支援センター学生支援課に願出をし、学生部長の許可を受ける。

2 学外者の入校および参加が伴う場合は、同様の手続きと共に賛助出演に関する願出をし、学生部長の許可を受ける。

第17条 クラブ等が学外団体に加入し、協賛活動をする場合は、部長は顧問連署のうえ、クラブ連合委員会、運営委員会を経て学友会学生総会の承認を得た後、学生部長の許可を受けなければならない。

第18条 クラブ等がその目的を逸脱して、特定の団体や個人の政治活動、営利活動、宗教活動に担したり、または利用されたりしてはならない。

第19条 他大学と提携を結び活動する場合は、昭和女子大学の学生であること、昭和女子大学の一団体であることを自覚し、一人一人が自律的に行動し、対等な関係を保って活動すること。

第8章 新設・昇格・格下げ・廃部

第20条 5名以上の同好者があった時はサークルを新設することができる。

ただし、申請期間は年3回とし、該当の期間に申請を行うことができる。

第1回 5月1日～5月31日（第2回学友会学生総会承認後、設立）

第2回 9月1日～9月30日（第3回学友会学生総会承認後、設立）

第3回 3月1日～3月31日（次年度第1回学友会学生総会承認後、設立）

第21条 サークルを新設する時は、学内団体設立願に次の事項を列記して顧問と発起人代表者と2名の連署をもってクラブ連合委員会に必要書類を提出し、学友会学生総会運営委員会を経て学友会学生総会の承認を得た後、学生部長の許可を受けなければならない。

許可を受けた後は、ただちに以下の内容を記載した書類を添えてクラブ連合委員会に登録する。

- 1.目的
- 2.趣旨
- 3.部の規約
- 4.年度活動計画表
- 5.財政計画
- 6.発起人及び加入者の所属と氏名

第22条 設立から2年以上のサークルは活発な活動を続け、その業績が認められ、成員が10名を超えていれば、願出によりクラブに昇格することができる。ただし業績によっては10名以下でも認められることがある。

第23条 クラブ昇格願は、活動の実績を示す資料を添え、顧問と代表2名の連署をもってクラブ連合委員会に提出し、許可された後、学友会学生総会の承認を得なければならない。

第24条 第7章第18条に該当する事実が認められた場合、クラブ連合委員会は警告を与え是正をはかるとともに、実情に応じ、教学支援センター学生支援課および学友会学生総会に解散処置を要求するものとする。

2 クラブ連合委員会は、第1項の他、本規約に反する行為があった場合は、「クラブ・サークル運営ガイドライン5.各種ペナルティーについて」に則り、必要に応じてサークルへの降格、活動停止、補助金の返金および減額等の措置を検討する。

第25条 クラブが2年連続して基準の成員を割り9名以下になった場合や、活動状況が著しく停滞した場合、クラブ連合委員会の要請により、学友会学生総会の承認を経てサークルに降格するものとする。

第26条 サークルが年度当初から、または年度の途中で成員に不足を生じ、次年度においても充足の見込みがない時、クラブ連合委員会は廃部願を学生部長に提出し承認を受けた後、学友会学生総会によって解散を命令できるものとする。

第27条 大学の定める懲戒規定により処分の対象となる活動などの不祥事を起こした団体に対し、クラブ連合委員会に加えて学友会執行部の判断、ならびにクラブ連合委員会顧問を担当する学生部次長の承認を得たうえで、廃部を命令できるものとする。

第28条 不祥事等により廃部した部と活動形態の酷似した団体が、新規にサークルとしての活動の申請を希望する場合、廃部から1年以上経過していることを条件とする。その際、設立願とともに再発防止策の提出を求めるものとする。

第9章

第29条 休部について

クラブ・サークルが休部を希望する場合、クラブ連合委員会に休部届を提出し、クラブ連合委員会全体会で承認後、休部となる。休部期間中、クラブで所有していた用具は施設管理部がコスモス館の倉庫で厳重管理する。また、部室も施設管理部の管理下とする。

1. クラブが休部した際、2年を過ぎた場合はサークルに降格となり、再開する場合はサークル新設時と同様にサークルからとなる。
2. 休部後4年が経過し、復部の目途が立たない場合は、倉庫で管理していた所有物は破棄する。

第30条 復部について

クラブ活動を再開したい場合、下記の条件を満たしていれば必要書類を提出しクラブ連合委員会全体会で承認を得た後、活動を再開することが出来る。

1. クラブの再開を望む学生が、クラブおよびサークルの規定人数を満たしている。

2. 「クラブ・サークルに関する規約」および、「クラブ・サークル運営ガイドライン」に同意する。

復部の方法は次の2通りがある。

- (1) 休部願の承認後から、2年以内でありかつ前代表者と連絡が取れる場合
- (2) 休部願の承認後から、2年以上経過している場合

(1) 休部願の承認後から、2年以内でありかつ前代表者と連絡が取れる場合

① 下記の書類を提出する

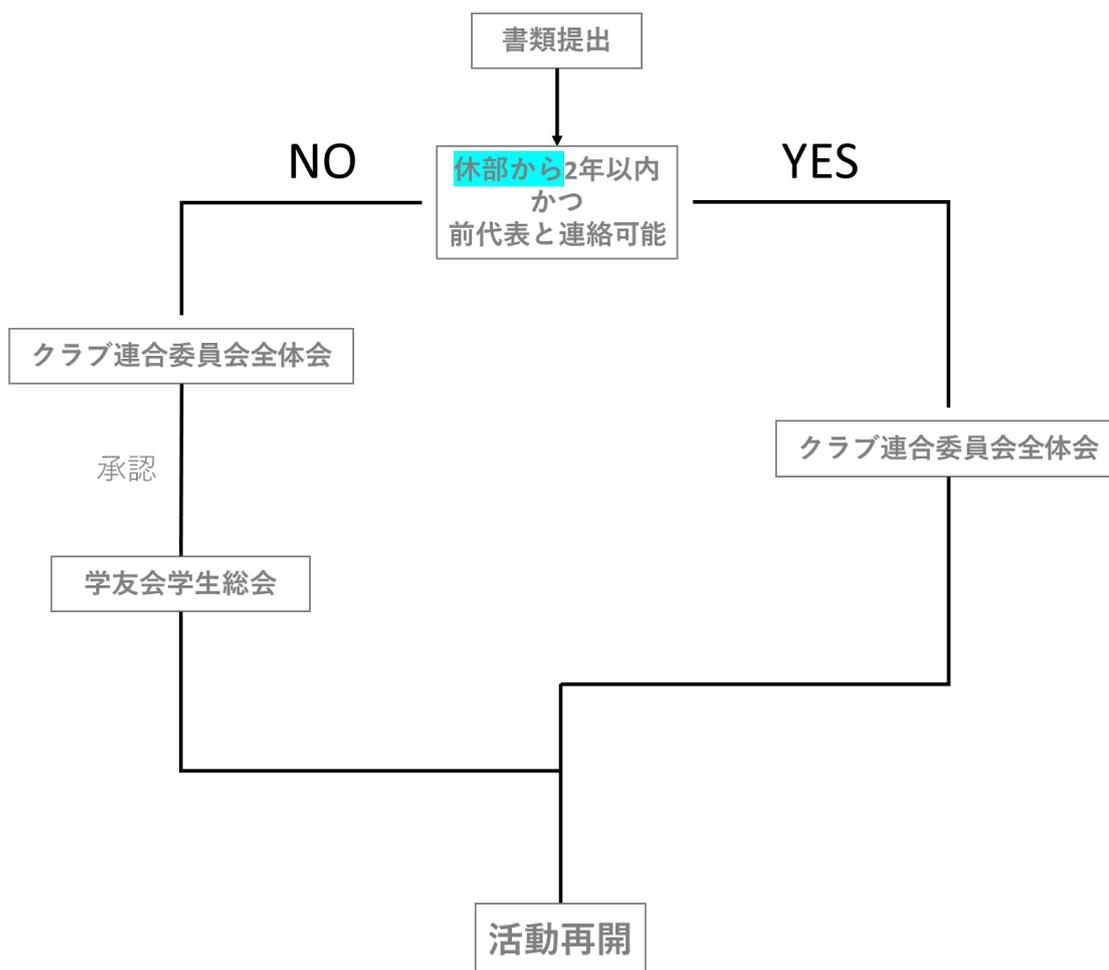
- ・ クラブ活動再開願
- ・ クラブ・サークル連合委員会登録名簿

② 提出された書類をもとにクラブ連合委員会全体会で承認を得る。

※ 休部以前にクラブとして活動しており、①の条件とクラブの条件を満たしている場合は、サークル降格とはせずクラブでの活動再開となる。ただし、クラブ長は活動再開願が承認された後、クラブ連合委員会の施設管理部または団体管理部のどちらかに所属しなければならない。

(2) 休部願の承認後から、2年以上経過している場合 20条のサークル新設手順にのっとる。

※ 休部時にクラブであったとしても、サークルからの活動再開となる。



第 10 章 会計

第31条 クラブ等の活動費は、一定額の経費を学友会費から援助される。「クラブ・サークル運営ガイドライン4. 補助金申請について」を参照のこと。

第32条 第26条の補助金は、会計部が精査および監査を行い、必要としている団体に必要な分が配分できるよう善処する。

第33条 クラブ等は部員の合意と顧問の助言のもとに適正と思われる額を決めて、部費を徴収することができる。ただし、その額はクラブ連合委員会に届出なければならない。

第34条 クラブ等がその目的達成のために会を開催し、入場料または一般参加者から会費を徴収する場合は、その計画書を予めクラブ連合委員会を経由して学生部長に提出し許可を受け、学友会学生総会の承認を得なければならない。なお、会終了後10日以内に、収支明細についてクラブ連合委員会に報告しなければならない。

第 11 章 提出書類

第35条 各クラブ等は、年度ごとに提出すべき書類をクラブ連合委員会に提出しなければならない。提出期限は厳守すること。提出書類については「クラブ・サークル運営ガイドライン2. 活動に伴う諸届提出について」を参照すること。

第36条 各クラブ等は、必ず次の書類を揃え、適正に保管しておくものとする。

1. クラブ連合委員会に登録した事項の控
2. クラブ連合委員会に報告した書類の控
3. 部員現住所録、同帰省先住所録
4. 活動記録簿
5. 会計簿および領収書、見積書、納入書等の会計証拠書類

第 12 章 その他

第37条 以上のほか、クラブまたはサークルの全般にわたる運営の細目については、クラブ・サークル運営ガイドラインに定める。

第38条 この規約の改廃は、学生部長の承認を得るものとする。

附則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日に改定、施行する。この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。[組織変更]

この規約は、令和 3 年 10 月 23 日に改定、施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 6 日に改定、施行する。

この規約は、令和 4 年 6 月 20 日に改定、施行する。

この規約は、令和 4 年 11 月 24 日に改定、施行する。

この規約は、令和 6 年 10 月 1 日に改定、施行する。